

政令指定都市への移行

政令指定都市とは、政令で指定された人口50万人以上の都市のことです。大都市行政を合理的・能率的に運営するため、道府県から社会福祉、保健衛生、都市計画、建築など一部の事務が移譲されているほか、行政区の設置も義務づけられています。令和5年1月現在、大阪・京都・名古屋・横浜・神戸・北九州・札幌・川崎・福岡・広島・仙台・千葉・さいたま・静岡・堺・新潟・浜松・岡山・相模原・熊本の20都市が指定されています。千葉市は平成4年(1992)4月に政令指定都市に指定されました。

◆政令指定都市になるまで

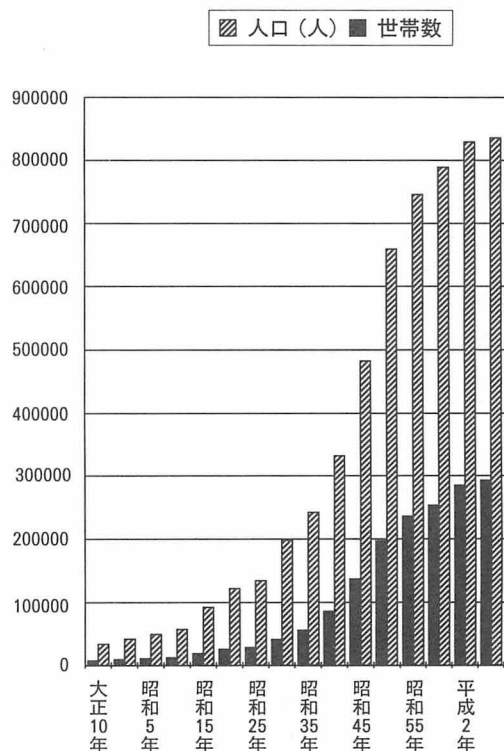
千葉市を政令指定都市へ移行することについては、昭和50年(1975)市議会定例会のなかでふれられていました。当時の千葉市は人口が著しく増加していました。同53年には指定都市調査室を発足させ、実際に移行へ向け指定都市制度などについて調査研究を始めています。57年には千葉市行政区画審議会、60年には千葉市政令指定都市移行準備推進会議を設置するなど昭和63年移行に向け準備を進めていました。しかしグラフを見てもわかるように50年代後半には人口増加のカーブがなだらかになっており、最終的な移行の計画は昭和67年に変更されました。60年代以降は現在の区役所の前身となる総合支所の建設に着手、平成元年には国の関係省庁との連絡調整の拠点として東京事務所を開設しました。同2年の国勢調査で福岡・広島が政令指定都市に移行した直前の数値と同じくらいの人口を記録し、これをうけ同3年閣議において千葉市の政令都市移行が決定され、翌4年4月に千葉市は政令都市へ移行しました。

◆区域の設定

政令指定都市は市長の権限に属する事務を分担して行うため、条例で区を設けることになっています。千葉市では政令指定都市移行計画を進めるにあたり千葉市行政区画審議会を設置、その設定に住民の意見を尊重することなど13項目の基準を定めています。この基準と地元住民の意向及び当該地区の現状、今後の発展動向をふまえ市長へ「千葉市における行政区画の編成ならびに庁舎位置について」の答申をしました。この中で千葉市全体を六つの区域に分けることが適当であると、市はこの答申を尊重してA～Fの行政区を設定しました。

区域設定後、千葉市区名選定委員会が設置され、この委員会の基本方針に基づき区名の公募を行っています(この際2万2910通もの応募がありました)。区名は委員会での選定・審議を経て市長へ答申されました。政令指定都市移行が正式決定すると区域とともに「千葉市区の設定などに関する条例」として議会で議決され、現在のような区域・区名となったのです。

千葉市の人口・世帯数の推移



千葉市の区名

